

**城陽市における障がい者就労施設等
からの物品等の調達の推進を
図るための平成25年度方針**

城陽市における障がい者就労施設等からの物品等の 調達推進を図るための平成25年度方針

第1 目的

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障がい者施設等で就労する障がい者及び在宅で就労する障がい者の自立を促進するために、平成25年度方針を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等の調達を一層推進する。

第2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関における物品等の調達に適用するものとする。

第3 障がい者就労施設等の範囲

本方針の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとし、できるかぎり市内に事業所のある障がい者施設等を優先することとする。

ア 障がい者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障がい福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)

エ 物品等の調達をあっせんし、又は障がい者就労施設等と市との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口である城陽市障害者就労促進授産支援ネットワーク(あんだんて)

オ 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)

カ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)

キ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第2号に規定する事業所(重度障がい者多数雇用事業所)

ク 自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者(在宅就業障がい者)

ケ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

第4 平成25年度調達目標

平成25年度の調達目標を次のとおり定める。

(単位:千円)

平成25年度調達目標額	
物品および役務	8,000

第5 調達を推進する物品及び役務

調達を推進する物品等は次のとおりとするが、記載のない物品等の調達も検討し、出来る限り幅広い分野から調達するよう努める。

(1) 物品

- ・ 食品類(弁当、菓子、パン等)
- ・ 日用品・雑貨類(被服、工芸品、手芸品等)
- ・ 農作物類(野菜、花、米、茶等)
- ・ 印刷物類(報告書、広報誌、リーフレット、ポスター、ちらし、名刺、点字出版物等)
- ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・ 軽作業(袋詰め、封入、包装、発送等)
- ・ 清掃・除草
- ・ クリーニング
- ・ データ入力
- ・ ホームページ管理
- ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

第6 物品等の調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

福祉保健部福祉課は、障がい者就労施設等が提供可能な物品等の内容等、その調達の推進のために必要な情報を市のすべての機関に提供する。

(2) 障がい者就労施設等の供給能力の向上

障がい者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

障がい者就労施設等から物品等を調達しようとする機関は、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア物品等の調達の必要性が新たに生じた場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ物品等の調達に際しては、可能な限りその仕様を明確化するとともに、障がい者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めるとともに、調達する物品等の性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対する十分な説明に努める。

(4) 共同受注窓口の活用

物品調達及び役務の受注に際し、調達の公平性の観点から、城陽市障害者就労促進授産支援ネットワークあんだんてを受注窓口として活用することを推進する。

第7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を市ホームページ等により公表する。

第8 その他

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 当該調達方針の担当窓口は、福祉保健部福祉課とする。

各専門部会報告書

- サービス調整検討部会
- 地域支援部会
- 就労部会
- 聴覚言語障がい支援部会
- 療育部会

平成25年度城陽市障がい者自立支援協議会

(サービス調整検討部会報告)

部会長 障がい者生活支援センターはーもにい 内田 照美

平成25年度報告

◆開催日時と内容

第8回 平成25年5月10日(金曜日)

○サービス調整検討部会の構成機関の増加に伴い、活発な意見交換を目的とした構成の見直しについて協議する。 出席者 20人

構成員：城陽市福祉課

障害福祉サービス提供事業所（障害者支援施設あんびしゃ、城陽作業所、城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、指定居宅介護事業所ちゃれんじ、ものづくりスペースみんななかま、ヘルパーステーションそらいろ、ヘルパーステーションスイート、朔日の会、知的障害者デイサービスセンターあっぷ、身体障害者デイサービスセンターすいんぐ）

南京都病院 療育指導室

相談支援事業所（TOMO、はーもにい）

第9回 平成25年7月12日(金曜日)

○行動障害のある児童に対する支援について。家庭への働きかけや関係機関の連携について考える。 出席者 15人

構成員：障害福祉サービス提供事業所（障害者支援施設あんびしゃ、城陽作業所、城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、指定居宅介護事業所ちゃれんじ、ものづくりスペースみんななかま、ヘルパーステーションそらいろ、ヘルパーステーションスイート、朔日の会、知的障害者デイサービスセンターあっぷ、身体障害者デイサービスセンターすいんぐ）

南京都病院 療育指導室

相談支援事業所（TOMO、リーフ、はーもにい）

第10回 平成25年10月4日(金曜日)

○重度障がいのある障がい者が入院した場合の付き添いについて 出席者14人

構成員：城陽市福祉課

障害福祉サービス提供事業所（城陽市社会福祉協議会訪問介護セン

ター、ものづくりスペースみんななかま、ヘルパーステーションそらいろ、ヘルパーステーションスイート、朔日の会、青谷学園、知的障害者デイサービスセンターあっぷ、身体障害者デイサービスセンターすいんぐ)

南京都病院 療育指導室

相談支援事業所 (TOMO、リーフ、はーもにい)

第 11 回 平成 25 年 12 月 6 日 (金曜日)

○ 障害者入所施設利用者の障害福祉サービス介護保険サービスの併用について 出席者 17 人

構成員：城陽市福祉課

障害福祉サービス提供事業所 (障害者支援施設あんびしゃ、城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、指定居宅介護事業所ちゃれんじ、ものづくりスペースみんななかま、ヘルパーステーションそらいろ、ヘルパーステーションスイート、朔日の会、青谷学園、知的障害者デイサービスセンターあっぷ、身体障害者デイサービスセンターすいんぐ)

南京都病院 療育指導室

相談支援事業所 (TOMO、リーフ、はーもにい)

◆部会のまとめ (課題や問題点など)

(1) サービス調整検討部会は、市内の多くの機関で構成され協議する場であるが、大人数になると活発な意見交換ができない。しかし、市内事業所の役割を共有していくためには、全体で顔を合わせて協議していく必要がある。協議する事例に対しては、どの機関がどのように関わるか等、支援の方法を考え、支援員のスキルアップや市内事業所の機能と役割を共有していく。

(2) 困難ケースについて、相談支援事業所が関わっておらず、事業所が何とかしのいでいるケースがある。

事業所は、相談支援事業所に繋ぐ働きかけを行うこと。相談支援事業所は、相談員を

中心に家庭・学校・医療・福祉サービス等生活全般の把握に努め、関係機関で連携が図れる体制を作った上で、目的・目標を統一して支援をしていく。障害福祉サービスを利用し、一定の成果を積み上げ、本人や家族から信頼を得ることが重要。

(3) 重度障がいのある方が入院した場合に、付き添いの制度が作れないかということについて。制度を作ると利用対象者を決めることになり、利用出来

ないケースが出る。また、利用料についても課題がある。本人の特性に慣れていない介助者が、うまく介助できるのか等の問題もある。

入院時は、障害福祉サービス事業所の有料サービスを利用するのも一つの方法ではないかという意見も挙がった。一方で、入院中は慣れない場所で過ごすことになるため、本人の不安が軽減するような働きかけをしなければならぬ。そのために、早急に本人や家族に積極的に関わっていくことを始めなければならない等の意見もあった。

- (4)障がい者入所施設で、高齢の障がい者に対する支援に課題がある。一方で、今後、事業所が市内の社会資源として、どのような機能を作り、どのような役割を担っていくのかということを確認していかなければならない。高齢の利用者に対しては、障害福祉サービスと介護保険サービスを調整しながら移行していくとともに、早急に施設機能を明確にし、選択した機能に対して体制を整えていく必要がある。

平成26年度のとりくみについて（予定）

サービス調整検討部会は、15事業所が構成員となり、大人数で顔を合わせ、協議している。平成26年度も、事例検討を通して、協議・意見交換をする中で、相談支援の方法やサービス調整の力をつけながら、事例のケースに対して、どの機関がどのように関わるかという

イメージが持てるよう市内事業所の機能と役割を共有していきたい。さらに構成メンバーで活発な意見交換が出来るような進め方についても意識して開催していきたい。

平成25年度城陽市障がい者自立支援協議会

(地域支援部会報告)

部会長 障害者生活支援センタープラム 岸見 千絵

平成25年度報告

◆開催日時と内容

第1回 平成25年6月18日(水曜日)

「夜間支援の現状と求められる資源について」 出席者 7人(構成員:あっぷ、あんびしゃ、城陽作業所、チェリー工房、山城北保健所、プラム)

第2回 平成26年1月17日(金曜日)

「今後の地域支援部会について」 出席者 4人(構成員:あんびしゃ、城陽作業所、チェリー工房、プラム)

◆部会のまとめ(課題や問題点など)

障がいのある方が地域で安心して暮らすためには住居というハードの面と、通所事業所の支援や夜間支援、住民理解といったソフトの面が整っていることが望まれる。これまで部会内では民間の賃貸住宅やグループホームの設置に係る課題について学習した。

今年度は夜間支援について意見交換し、「安心コールセンター設置に向けての検討委員会」にまとめた意見を提出した。住民理解の必要性などについても意見交換し、1事業所や障がい者施設・機関だけでなく、同じ地域の様々な機関と連携することの重要性を再認識し、来年度の取り組みに活かす。

平成26年度のとりくみについて(予定)

平成26年度は主に精神障がい者の地域生活を中心課題として取り組む。

1. 目的

城陽市に住む精神障がいのある方が、地域において安心して生活し続けられるよう、関係機関の連携及び支援力の強化を図るとともに、精神障がいのある方の地域での社会資源について検討する。

2. 活動内容

- ①精神障がいのある方のための地域の社会資源についての検討、協議
- ②精神障がいのある方への支援力向上のための取り組み
- ③精神障がいに係る知識の普及・啓発等、正しい理解の促進
- ④その他、精神障がいのある方及びその家族の支援に必要なこと

3. 会議(開催頻度)等

- ①情報・意見交換会

事例を検討して出た課題等を参加機関で共有する

②その他（随時）

講習会や視察、研修など関係機関の支援力向上と連携強化に向けた取り組みを行う。

平成 25 年度城陽市障がい者自立支援協議会

(就労部会報告)

部会長 ものづくりスペースみんななかま竹内 仁

平成 25 年度報告

◆開催日時と内容

第 10 回 平成 25 年 5 月 1 日 (水曜日)

1. 就労部会と就労促進授産支援ネットワークの役割の明確化
2. 2013 年度就労部会事業計画、
3. 福祉事業所フェア実施にむけて

出席者：10 人 (構成員：城陽市福祉課、就労促進授産支援ネットワーク、宇治支援学校、あんびしゃ、あっぷ、城陽作業所、みんななかま)

第 11 回 平成 25 年 6 月 6 日 (木曜日)

福祉事業所フェア実施に向けて 出席者：10 人 (構成員：同上)

第 12 回 平成 25 年 7 月 4 日 (木曜日)

福祉事業所フェア実施に向けて

出席者：17 人 (構成員：(有)ファンシステム、(株)EL-LISTON、庭一造園、(株)ナプラス、城陽市福祉課、就労促進授産支援ネットワーク、宇治支援学校、あんびしゃ、あっぷ、城陽作業所、みんななかま)

第 13 回 平成 25 年 8 月 1 日 (木曜日)

福祉事業所フェア実施に向けて 出席者：18 人 (構成員：同上)

第 14 回 平成 9 月 6 日 (金曜日)

福祉事業所フェア実施に向けて 出席者：15 人 (構成員：同上)

第 15 回 平成 25 年 10 月 3 日 (木曜日)

1. 福祉事業所フェア実施評価
2. 企業見学会実施について 出席者：14 人 (構成員：同上)

第 16 回 平成 25 年 12 月 12 日 (木曜日)

1. 福祉事業所フェア実施評価と今後の展開について
2. 企業見学会評価
3. 障がいのある人の所得保障の取り組みについて

出席者：12人（構成員：同上）

第17回 平成26年1月17日（金曜日）

1. 企業との繋がり、行政との繋がり、福祉事業同士の繋がり、を軸に、障がいのある人の2. 所得保障を築く取り組みについて
3. 福祉事業所での就労による所得保障
4. 経営の仕組みの確認について、構成員の小山氏によるスピーチ

出席者：14人（構成員：同上）

◆部会のまとめ（課題や問題点など）

(1) 就労の幅を広げ、「企業、行政、福祉事業所同士の繋がり」を軸に考え、障がい者の所得を保障していく取り組みを行ってきた。その実践活動として、福祉事業所フェア、企業見学会を実施した。福祉事業所フェアの内容は、障がい者雇用をしている企業の方の講演、企業就労している障がい者の発言等。また、企業見学会の内容は、仕事見学や障がい者の働く様子を見学した。

こういった取り組みを通して、参加した障がい者・施設職員・学校在校生への企業就労に対するイメージづくりとなることを目的に、また、企業見学会をとおして実際の働く姿を見ることで、企業就労へのイメージづくりに繋げていくことを目的に実施した。

(2) 各事業所は、抱えている障がい者の実態の違いから、「就労」に対する考えに違いがある。例えば、障がいの重い人が通所している事業所にとっては、「就労」とは福祉就労のこと。(1)の取り組みは、一般就労に重点を置いている。従って、構成員全員のニーズにそった取り組みをつくっていくことが課題と考える。同時に争点を絞ることも難しい課題となっている。

平成26年度のとりくみについて（予定）

1. 引き続き企業との繋がりを深めていき、障がい者や福祉事業所職員の企業就労へのイメージづくりを築いていく。その実践活動として、平成25年度の「福祉事業所フェア」「企業見学会」を土台に、次のステップに繋げていく。地域企業への実習・インターンシップ等に取り組んでいくことを目指す。
2. 福祉事業所が製作している製品の質・量の向上を図っていく。具体的には、各事業所で作っている製品について、企業と連携し、コラボ製品等を生み出す。
3. 上記の2と併行して、障がいのある人の労働力を引き出す、職員の力量についても検討していきたい。

平成25年度城陽市障がい者自立支援協議会

(聴覚言語障がい支援部会報告)

部会長 聴覚障害者生活支援センターはーもにい 長山 綾

平成25年度報告

◆開催日時と内容

第15回 平成25年5月14日(火曜日)

防災マニュアル・親子手話教室・軽度難聴児補聴器助成について

出席者 11人(構成員:ろうあ協会、難聴者協会、手話通訳者会、要約筆記奉仕員会、手話サークル「てまり」、手話サークル「めだか」、要約筆記サークル「ダンプ」、市役所)

第16回 平成25年7月17日(水曜日)

親子手話教室の開催と内容検討

出席者 13人(構成員:同上)

第17回 平成25年9月25日(水曜日)

親子手話教室の反省会、防災マニュアルの配布対象について

出席者 10人(構成員:同上)

第18回 平成25年11月27日(水曜日)

防災マニュアルの配布方法について、差別条例について

出席者 11名(構成員:同上)

第19回 平成26年2月5日(水曜日)

防災マニュアルの配布方法と呼びかけ方法について、軽度難聴児補聴器助成について

◆公開講座

親子手話教室 7月26日・8月2日・8月9日(全3回 10時~11時半)

対象は、幼児~小学校の児童と保護者。手話での簡単な自己紹介やジェスチャーゲーム、手話歌、手話劇を親子で行い、聴覚障がい者や手話に興味を持つ機会を作った。

参加者:9組12名

◆部会のまとめ(課題や問題点など)

(1)24年度から協議を重ねてきた防災マニュアルは、今年度中に印刷を行い、来年度初めに関係機関に配布することとなった。配布後は、マニュアルの活用方法や聴覚障がい者が被災した際の支援方法をどのように周知していくのが課題である。

(2)親子手話教室は参加者からは好評だった。しかし、呼びかけに課題がある。

教育委員会の協力を得ながら、より多くの親子に参加いただけるように、周知を工夫したい。

- (3)軽度難聴児補聴器助成に関しては、対象となる家族に会うことができず、調査をすることができなかった。手帳非該当の軽度難聴児は増加傾向にあり、補聴器の効果を最大限生かすためには幼少期からの早期装用が必要である。しかしながら公的助成がない中ではご家族の負担も大きい。

平成26年度のとりくみについて（予定）

- (1) 防災マニュアルについて…配布と啓発活動を行う。
避難所指定施設、福祉施設、議会、手帳所持者、障がい者団体、ボランティアサークル等へ、マニュアルを配布し啓発を行う。
自立支援協議会のホームページからも自由にダウンロードできるようにする。
- (2) 親子手話教室について…引き続き福祉課の運営協力を行う。多くの親子に参加していただけるように早い段階から多方面に呼びかける。
- (3) 軽度難聴児助成事業…早期施行に向けて実態調査を行い、要望をあげていく。

平成25年度城陽市障がい者自立支援協議会

(療育部会報告)

部会長 障害児(者)地域療育支援センター ういる 松崎 菜緒

平成25年度報告

◆開催日時と内容

第7回 平成25年 5月24日(金曜日)

平成25年度に向けた取り組みについて 出席者 13人

構成員：城陽市福祉課

相談支援事業所(障害児(者)地域療育支援センターういる)

障害福祉サービス提供事業所(障害者支援施設あんびしゃ、キリン、汽車ぽっぽ、そらいろ、城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、指定居宅介護事業所チャレンジ、ふたば園、ものづくりスペースみんななかま)

第8回 平成25年7月4日(木曜日)

ふたば園を経て、福祉サービスを利用しているケースについて振り返る

出席者 13人

構成員：城陽市福祉課

相談支援事業所(障害児(者)地域療育支援センターういる)

サービス提供事業所(障害者支援施設あんびしゃ、きりん、汽車ぽっぽ、そらいろ、城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、指定居宅介護事業所チャレンジ、ふたば園、ものづくりスペースみんななかま)

第9回 平成25年10月17日(木曜日)

本人と保護者のニーズが異なる場合の支援方法について 出席者 11人

構成員：相談支援事業所(障害児(者)地域療育支援センターういる)

サービス提供事業所(きりん、汽車ぽっぽ、そらいろ、城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、指定居宅介護事業所チャレンジ、ふたば園、ものづくりスペースみんななかま)

第10回 平成25年12月12日(木曜日)

① 障害児支援利用計画について

② 次年度にむけて

出席者 12人

構成員：城陽市福祉課

相談支援事業所(障害児(者)地域療育支援センターういる)

サービス提供事業所(きりん、汽車ぽっぽ、そらいろ、城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、指定居宅介護事業所チャレンジ、ふたば園、ものづくりスペースみんななかま)

協議会訪問介護センター、指定居宅介護事業所チャレンジ、ふたば園、ものづくりスペースみんななかま)

◆部会のまとめ（課題や問題点など）

(1) 支援の中で何らかの問題が生じた時に適切な支援を行うためには、その原因を理解しなければ効果の薄い、対処療法的な支援となる。「子ども、保護者、または関わる支援者や機関の抱えている「困り感」がいったいどこにあるのか？」に焦点をあて、解決していけるような取り組みをしていく必要がある。（事例検討を通して行っていく）

(2) 現在、支援ファイル、障害児支援利用計画等、新しい制度や取り組みが始まっている。その中で、関係機関（家庭・事業所・相談支援・学校等）とどう情報共有をし、どのような連携をとっていくかが課題。特に児童の場合、通所施設、保育園や学童、教育機関、福祉等…、関係機関も多い。連携の必要を感じた機関が、各々手探りで連携を進めている状況。具体的にどのように連携を進めていけばいいか、議論する必要がある。

平成26年度のとりくみについて（予定）

- ① ケース事例の検討（事例検討を通じて、支援方法の幅を広げる、連携方法等の構築を進める。障害児支援利用計画についても、事例を通してどう作成していくか、検討する）
- ② 自由議題（ケース検討を通して必要と感じた点や、普段支援を行って疑問に感じている点を取り上げ、議論を行う。その時々テーマに合わせた研修等を開催する等）

の2本柱で進めていく予定。

※3月に本年度最後の部会を開催し、最終意見を取りまとめる。